

指摘事項・意見等一覧表

【指摘事項】

- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
- ・その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

対象なし

【意見等】

- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
- ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
- ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
5	16	決算審査	意見	徴収計画について	企画経営部	市税収納課	本市では、宝塚市債権管理条例第6条において、市長は、市の債権を計画的に徴収するため、規則で定めるところにより、毎年度徴収計画を策定することとなっており、債権ごとに、毎年度、当該年度の6月1日までに、現年度分及び滞納繰越分それぞれの目標値、当該年度以降の取組等を記載した徴収計画を策定しています。 令和4年度徴収計画における、目標とする徴収率及び徴収額（以下「目標値」という。）並びに実績値について、市税（市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税等）では、目標値が現年度分99.2%、滞納繰越分31.0%のところ、実績値は現年度分99.5%（令和3年度99.5%）、滞納繰越分29.8%（令和3年度37.2%）、市営住宅使用料では、目標値が現年度分98.8%、滞納繰越分8.1%のところ、実績値は現年度分99.4%（令和3年度99.2%）、滞納繰越分11.3%（令和3年度12.4%）、国民健康保険税では、目標値が現年度分94.0%、滞納繰越分18億円のところ、実績値は現年度分96.0%（令和3年度96.0%）、滞納繰越分11億円（令和3年度13億円）、介護保険料では、目標値が普通徴収分93.0%、全体（特別徴収含む）分99.0%、滞納繰越分25.0%のところ、実績値は普通徴収分95.1%（令和3年度94.8%）、全体（特別徴収含む）分99.5%（令和3年度99.5%）、滞納繰越分30.1%（令和3年度34.0%）等となっています。 このように、これらの目標値の中には、前年度実績値を下回る数値を目標としている徴収計画が複数見受けられました。これらは市の債権の一部ではありますが、本来、目標値とは、最終的に達成したい数値であり、少なくとも特別な理由がある場合を除き、前年度実績値と同程度以上の目標を掲げ、努力していく必要があるのではないかと考えます。所管課においては、財源確保に向けて、より高い目標値を設定することによって徴収率の更なる向上に取り組んでください。	市税については、ご指摘を踏まえてより高い目標値を設定し、今後も引き続き財源確保のための取組を進めていきます。
5	17	決算審査	意見	児童扶養手当返戻金について	子ども未来部	子育て支援課	児童扶養手当返戻金は、主に受給者の所得更正、公的年金の受給開始又は受給額変更といった理由で発生し、非強制徴収公債権となりますが、受給者が受給資格を満たしていないことを認識した上で手当を不正に受け取った場合は、強制徴収公債権となります。 児童扶養手当返戻金の収入未済額が令和3年度と比較して大幅に減少した理由について所管課に確認したところ、「財務会計システムにおいて、現年度発生分の一部である226万円について調定を行わずに収入を受けたため、令和4年度収入未済額が本来の金額より少なくなっている。これは、財務会計システムとは別に受給者情報を管理している児童扶養手当管理システム（以下「手当管理システム」という。）で処理した債権管理の内容が財務会計システムに適切に反映されていなかったことが理由である。出納整理期間経過後に誤りを認識したため、財務会計システム上では令和4年度分の処理を修正することができず、決裁で記録を残すとともに令和5年度分で修正を行った。」旨の説明を受けました。今後の再発防止策については、「財務会計システムでの処理方法の確認及び運用手順を文書化し、課内でマニュアルとして周知するとともに、債権管理については定期的に手当管理システムと財務会計システムの内容を照合する。」旨の説明を受けました。 今回の調定漏れについては、手当管理システムでの処理内容を財務会計システムに確実に反映していれば未然に防ぐことができたものです。今後、同様の事例が発生することがないよう、課内のマニュアル等の周知を徹底し、再発防止に努めてください。 また、令和4年度は、児童扶養手当返戻金以外にも債権に係る調定減額漏れ等、複数の調定誤りが見受けられました。令和4年度に財務会計システムが更新されたことにより、複数の調定誤りが発生した可能性はありますが、今後、債権管理については適正に対応してください。	債権の管理について、財務会計システムへの登録誤りや反映漏れが無いように①財務会計システムの処理マニュアルを課内で作成・周知するとともに、②新たに発生した債権については、相手方への通知書の決裁時に係長、課長が調定処理状況を確認することとします。また、収納金通知書の決裁時にも係長、課長で調定処理を確認するとともに、定期的に財務会計システム上の債権額と手当管理システム上の債権額に相違がないか確認を徹底することとします。

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
5	18	決算審査	意見	市議会会議録のホームページ掲載について	議会事務局	議事調査課	会議録をホームページに掲載するまでの目標日数について所管課に確認したところ、「本会議及び委員会ともに、次の定例会までの会議後3箇月程度を目標としている。」旨の説明を受けました。また、令和2年度決算審査後に実施した会議録の早期完成に向けた取組については、「本会議及び委員会の反訳業務の進捗状況を課員全員が把握できるエクセルシートを作成し、進捗状況を可視化した。また、業務の進捗状況が可視化されたことにより、課員間で業務に偏りが出ないよう、業務の平準化を行った。」旨の説明を受けました。 令和2年度決算審査において意見してから2年が経過しますが、依然として目標としている会議後3箇月程度での公開は達成できておらず、阪神間各市と比較しても本市の公開時期だけが大幅に遅れていることは歴然としています。まずは、他市の会議録作成方法を調査研究する等、本市の会議録作成が遅れている原因を分析することが必要であると考えます。分析を行った上で適切な対策を講じ、早期に公開できるよう努めてください。	会議録作成における工程を調査した結果、校正の回数に關して本市が計3回の作業を行っているところ、他市では計2回の作業としている市が多かった点、また、反訳に關して作業工程に差はあるものの、体制面において専属の会計年度任用職員を雇用するなど、会議録作成に特化した人員を配置している点についての違いが見られました。 令和5年6月定例会会議録は11月22日に公開し、閉会後約5箇月を要しましたが、9月定例会会議録については、作業スケジュールの日々の管理と校正作業の見直しを行ったことにより、閉会から約3箇月程度の1月中旬に公開できる見込みとなっています。一方で、閉会中に開催した決算特別委員会や12月定例会の運営と並行して反訳作業を進める必要があったことから、結果として時間外勤務時間数が大幅に増となったことが課題となりました。今後も、宝塚市議会基本条例に沿った「市民に開かれた議会をめざし、情報公開及び市民参加の促進に努めること。」に寄与する業務である早期会議録公開が実施できるよう、職員に過度の負担がかからないことも配慮しながら、さらなる作業工程及び適正人数の見直しを検討していきます。
5	19	決算審査	意見	市税収納課における被服（市章入りブルゾン）の購入について	企画経営部	市税収納課	職員が職務上必要として着用する被服については、規程に基づき一元的な取扱いとする必要があるのではないかと考えます。今後は、職務の執行上真に必要な被服については規程に基づく管理ができないか人材育成課と協議を行い、被服貸与の根拠について整理してください。 職務上、被服や腕章など職員と職員以外の者とを区別する物品の必要性については一定理解しますが、職員が異動などにより被貸与者でなくなった際に返納を求めていること、市税の徴収業務に従事する職員以外の職員にも貸与していることなど、運用上の問題も散見されます。公権力の行使を伴う業務を行う際に着用する被服であることをやや市職員であることを表す仕様となっていることを踏まえ、適切に管理するよう努めてください。	今後は、貸与対象者や返納手順などの運用を改めるとともに、既存の貸与基準の見直しも含めて、継続して人材育成課との協議を行います。
5	20	決算審査	意見	正規職員の時間外勤務等の状況について	総務部	給与労務課・人材育成課	時間外勤務の上限超過人数を前年度比較すると、一定減少しているものの、それでもなお、1箇月45時間の上限を超過する職員は延べ226人、1年360時間の上限を超過する職員は44人見受けられることから、時間外勤務縮減の取組は十分とは言えない状況にあります。 令和4年度における時間外勤務の多い職員の勤務状況を見ると、最も多い職員では923時間、上位31人の平均では1人当たり約495時間もの時間外勤務が発生しています。また、上位31人のうち12人が令和3年度にも上位30人に入っているなど、特定の職員に業務が偏っているのではないかと考えられます。 市の歳出削減のためにも、時間外勤務はコストであるとの認識を各職員が持つよう努めてください。 令和4年度においては、「災害対応（新型コロナウイルス感染症への対応を含む。）、会計検査受検対応、緊急対応が必要な施設修繕、事件・事故対応、市民・団体からの苦情及び要求への対応、議会対応」が特例業務として定められており、「市民からの要望対応、議会資料の作成、訴訟対応、所管施設の事故対応、情報政策課におけるシステム障害対応、健康推進課における新型コロナウイルスワクチン接種に関する業務」等が特例業務として認定されていますが、これらの業務は早期対応が求められるものであるものの、通常業務の範囲ではないかと考えられるものもあり、特例業務としていることには疑問が残ります。特例業務を処理する時間を時間外勤務の上限時間に算入しないという極めて例外的な取扱いを踏まえ、安易にその範囲が広がらないよう慎重な判断に基づいて整理してください。 年次休暇の取得日数が5日未満の正規職員は27人で前年度の41人から減少しているものの、その約半数を管理職員が占めていることから、管理職員も積極的に休暇を取得し、各所属内において全職員が5日以上取得するよう取り組んでください。	・時間外勤務の縮減については庁内周知等により職員の意識醸成に務めるとともに、時間外勤務の多い職場の所属長や担当室長に対して個別にヒアリングを行っているところであり、今後も引き続き取り組んでいきます。 ・特例業務の認定については国家公務員の取扱いを参考に運用していますが、近隣市の状況も調査し、安易に範囲が広がらないよう慎重に運用してまいります。 ・年次休暇の取得については庁内周知などにより促進しているところですが、特に幹部職員・管理職員に対して率先して取得するよう周知していきます。

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
5	21	決算審査	意見	正規職員の時間外勤務等の状況について	総務部・企画経営部・市民交流部・健康福祉部・環境部・教育委員会管理部		時間外勤務の上限を超過する職員が多い部及び時間外勤務が特定の職員に固定化している部に対して、職員個別の各月における時間外勤務の上限超過に至った理由、業務内容及び今後の対策について確認したところ、対策については「業務分担の見直しによる事務の平準化」が最も多く挙げられていましたが、当該月以後も時間外勤務の上限超過が継続しており、改善が認められない状況が見受けられました。これらの時間外勤務の状況は、規則で定める上限時間を大幅に超過しており、職員の健康維持の観点からも容認できるものではありません。時間外勤務命令を行う所属長にあつては、規則で定める上限時間を超過して勤務命令を行うことは法令違反となることを十分認識した上で、職員一人ひとりの時間外勤務の実態を的確に把握し、特定の職員に業務が偏らないよう業務分担の見直しや業務の平準化を進める等、実効性ある対策を講じることが必要であると考えます。 市の歳出削減のためにも、時間外勤務はコストであるとの認識を各職員が持つよう努めてください。	正規職員の時間外勤務については、課内の事務分担の見直しや、業務分担の標準化、会議の仕組みの見直しなどを行い、業務量のスリム化に取り組みます。また、管理職はコスト意識を持って、時間外業務の内容の確認や、ノー残業デーの励行、声掛けなどの注意喚起を行い、上限時間を超過する職員が発生しないように努めます。
5	22	決算審査	意見	障害（がい）者相談支援等事業委託について	健康福祉部	障害（がい）福祉課	本市では、障害（がい）のある方の福祉に関する様々な問題について、障害（がい）のある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、障害（がい）者虐待に関する通報等を受理する市町村障害者虐待防止センターが行う業務を総合的に行うことにより、障害（がい）のある方等の地域における生活を支援し、権利擁護のために必要な援助を行うことを目的とし、令和3年度から6法人と委託契約を締結し、市内7地区の各地域に委託相談支援事業所を配置して運用を開始しています。 委託相談支援事業所における相談支援件数が、令和3年度24,889件から令和4年度13,978件と大幅に減少した理由について所管課に確認したところ、「令和3年度の実績について令和4年度に改めて確認したところ、各地区間で支援方法及び支援内容の件数の考え方が統一されておらず、統一基準で改めて内容の確認を行った結果、対象外である各受託法人が運営する施設の入所者への対応や特定相談支援事業所としての業務についても計上していたことが判明したためこれらの件数を除外し、考え方の整理を行った。」旨の説明を受けました。また、地区により相談支援件数が大きく異なりますが、西谷地区以外の委託料が各受託法人とも同額となっており、相談支援件数が多い地区を担当する法人において不公平感が生じているのではないかと懸念します。今後、委託料の積算に当たっては、業務量についても積算根拠に算入すべきかどうかを検討し、適切な金額で契約を締結するよう努めてください。 なお、各受託法人は施設運営も行っており、令和3年度は障害（がい）者相談支援等事業委託業務と施設入所者への対応等本委託業務に含まない業務との切り分けが不十分であったため、令和4年度に考え方の整理を行い、一定の基準を設けて法人に示したとのことですが、引き続き、基準が守られているのか確認していくよう努めてください。	ご意見のとおり、令和4年度の各地区の相談支援件数にばらつきがあり原因を確認したところ、施設入所者や特定相談支援事業所としての業務を計上していたことがわかり、支援方法及び支援内容に関して統一化を図りましたが、引き続き基準の確認等を行います。 一方、相談支援件数に関する不公平感については、支援方法や支援内容によって1件に要する時間が異なることから、件数だけをもって委託料に差をつけることは困難であると考えますが、適切な委託料のあり方については引き続き検討します。
5	23	決算審査	意見	きずな収集について	環境部	クリーンセンター業務課	本市では、親族や身近な人たちによるごみ出しの協力を得ることが難しく、自身でごみステーションまでごみを排出することが困難なひとり暮らしの高齢者又は障害（がい）者を対象に、自宅前までごみの収集に同うきずな収集事業を平成23年6月から実施しています。また、希望者にはごみ収集時に声掛けを行い安否確認も併せて実施しています。 きずな収集の利用世帯数について、制度を開始した平成23年度末時点では47世帯でしたが、その後年々増加し続け、令和4年度末では808世帯となっています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、きずな収集の利用対象者である65歳以上人口は令和27年頃まで増加が続くと見込まれており、きずな収集の利用者もそれに伴って増加することが見込まれています。 令和5年度から紙・布等の資源ごみの収集業務を委託することにより人員の余剰を生み出すことで、収集体制を増員するなど組織内の努力によって対応をしていることは一定評価しますが、更に人員を生み出す余地は少ないことから今後も同様の対応を取ることは難しいと考えます。また、現状を勘案すると、今後も高齢者人口の増加とともにきずな収集の利用者も増加することが見込まれ、数年後には現在の収集体制をもってしても業務が立ち行かなくなることが懸念されます。今後も高齢化が進展する中において、高齢者等のごみ出し支援の取組の必要性及び重要性はますます高まるものと考えますので、将来に向けてきずな収集の業務を安定的に継続していくために、高齢化社会に対応した収集方法及び収集体制の在り方について、できるだけ早期に検討してください。	きずな収集の収集体制については、令和4年度末時点で5班（各班2名）と班長1名の11名体制であったものを、令和5年度より、一部業務を民間事業者へ委託するなど課内業務体制を見直し、6班（各班2名）と班長2名の14名体制に増強しています。 過去5年のきずな収集利用世帯数を見てみると、H30年度末660世帯、令和元年度末699世帯、令和2年度末715世帯、令和3年度末776世帯、令和4年度末808世帯となっており、平均37件/年の増加となっています。現在の増加率が続くとは仮定すれば、7～8年は現体制で対応可能と考えています。 きずな収集自体を中止したり、制度対象者の要件を今から厳しくすることは難しいと考えており、同内容のサービスを今後も続けることが前提となりますが、制度の在り方、人員の配置、経費の増減など、様々な角度から検討を進め、より適正な事業となるよう努めていきます。

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
5	24	決算審査	意見	宝塚市森林環境譲与税基金について	産業文化部	農政課	国においては、森林が有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、地方公共団体が実施する森林整備及びその促進に柔軟に活用できる財源として森林環境譲与税が創設され、令和元年度から地方公共団体への譲与が開始されました。本市では、森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用の財源に充てるため、宝塚市森林環境譲与税基金へ積立し活用しています。 一方、本市では、令和4年度から令和13年度を計画期間とした、宝塚市森林整備計画（以下「整備計画」という。）が策定されています。整備計画策定の経緯及び取組状況について所管課に確認したところ、「法律の定めによるもので、兵庫県から示された計画案を参考に策定した。今後、市として実現可能な内容については取組を進めていきたい。」旨の説明を受けました。市として整備計画を策定した以上、具体的な実施計画を策定し推進していく必要があります。また、森林環境譲与税については、この整備計画を推進するために活用されるべきであると考えます。所管課においては、森林整備のための間伐の実施及び間伐材の利活用、森林保護のための鳥獣害の防止、森林病害虫の駆除・予防及び火災予防など、本市で実施可能な項目について実施計画を策定し、それに基づいた長期的展望を持った上で、森林環境譲与税の有効な活用について検討してください。	実施計画の策定については、県や他市の状況を注視していきます。森林環境譲与税については、同譲与税を活用し、令和6年度は、市民が里山の理解を深め、里山を守り育てる意識醸成の場として「ひょうご里山フェスタ2024」を実施し、里山に関心を持つ契機とするほか、市全体として、その活用方法を検討していきます。
5	25	決算審査	意見	宝塚市D X推進計画策定支援補助金について	産業文化部	商工労働課	宝塚市D X推進計画策定支援補助金は、新型コロナウイルス感染症感染拡大により変容した社会において、市内事業者のデジタル化を促進することで、経営課題の解決や事業の変革を図り、もって本市経済を活性化することを目的としています。 補助金交付要綱では、「補助事業者は、交付決定日の属する年度を含む4年度間にわたり各年度の末日までに実績・進捗報告書により策定した計画の進捗などを市長へ報告するものとする。」とされています。補助金は4者に対して交付されていますが、令和5年7月14日時点で令和4年度実績・進捗報告書の提出はありません。また、補助金を交付した年度を含む4年度間にわたり各年度末日までに実績・進捗報告書の提出を受けることとなっていますが、そのことを定めた要綱そのものが令和5年3月31日限りで効力を失うものとなっています。 令和4年度実績・進捗報告書の提出を受けず、令和5年度から令和7年度に実績・進捗報告書の提出を受けるための根拠を失っている状態であり、適正な事務執行ができたとはいえません。 補助金の目的は計画の策定ではなく、計画の着実な推進により市内事業者のデジタル化を促進し、本市経済を活性化することであるため、各年度末日までに実績・進捗報告書の提出を受け、計画の進捗状況が補助金の目的に沿ったものとなっているのか、確認するようにしてください。	実績・進捗報告書の提出については、令和5年度以降、要綱上の根拠は失っているものの、交付決定事業者に対して各年度末までに提出を依頼し、補助金の趣旨に沿った進捗状況となっているかを確認していきます。また、今後、補助金の要綱を策定する際には、交付後も複数年にわたって状況確認ができるよう要綱の記載を工夫するなど、適正な事務執行に努めます。
5	26	決算審査	意見	宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金について	産業文化部	商工労働課	宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金は、感染症に対応する改装工事を行う市内事業者等に対し改装工事費等の一部を補助するもので、補助対象事業は（１）人同士の接触を低減するための改修工事事業、（２）外気との換気に配慮した改修工事事業、（３）業態変更に係る内装や外装の改修工事事業、（４）非接触機能付き設備の設置事業、（５）省エネルギー促進のための改修事業に該当する事業です。ただし、（５）の事業については、（１）から（４）いずれかの事業と同時に実施する必要があります。 1件目は、交付申請時の補助対象経費のうち、換気に関する工事費（上記（２））は一部のみで太陽光パネルの設置費（上記（５））が大部分を占めているものです。（５）を補助対象事業とした理由について、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者が、省エネルギー促進のための改修工事を実施し、事業継続を目指すことを支援するために補助対象事業とした。」旨の説明を受けました。令和4年度は地域エネルギー課においても再生可能エネルギー設備等の導入に対する補助事業が実施されており、本補助金においては商業振興に資する事業に限定すべきであったと考えます。また、（５）のみでは補助対象としないことから、（１）から（４）に対する補助が主たる目的であることは明白であり、本事例における交付決定は適切であったのか疑問が残ります。今後の補助金交付事業においては、事業目的に沿った制度となるよう努めてください。 2件目は、親子関係にある2者の個人事業者から同一住所の施設改装工事について交付申請があり、それぞれに交付決定をしているものです。以下の点から交付決定が適切であったのか疑問が残ります。まず、改装施設の住所は同一であり、親子が一体的に行っている可能性が高い事業に対し、申請者が別人格であるとの理由で補助金を交付していること。次に、個人事業者である親子が相互に工事を発注・受注しており、それぞれが発行する請求書記載の工事内容及び金額の妥当性が明確に確認できていない中で、詳細な調査をせず補助金を交付していること。さらに、2年度にわたり、同一施設、同一事業者に対して補助金を交付していること。以上の点から、交付申請内容の確認方法について確認したところ、「交付申請額の合計が予算額を超えた場合は、各事業者について点数評価を行う予定であったが、予算額を超えなかったため実施していない。本件については、要綱の規定に合致しているとはいえ、より詳細に調査した上で交付決定を行うべきであったと考えられている。」旨の説明を受けました。補助金の交付に際しては、例えば要綱の中に「立入検査を行う場合があり、それを拒むことはできない。」旨の一文を加えるなど、要綱の記載内容を工夫するとともに、補助金の交付手続に疑義を持たれることがないよう、交付決定時の審査を慎重に行ってください。	本補助事業は、国の交付金を活用しており、令和4年度で終了している事業ですが、今後、新たな事業設計を行う際には、事業目的と補助対象経費の内容を精査し、主たる目的に沿ったものとなるよう努めます。また、交付決定を行う際には、実地調査やより詳細なヒアリングの実施など、申請内容が事業目的に沿ったものであるか、十分に審査していきます。

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
5	27	決算審査	意見	病院事業会計に対する基準内繰出しについて	企画経営部	財政課	本市では、令和4年4月1日付け総務省通知「令和4年度の地方公営企業繰出金について」に基づき、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、宝塚市水道事業会計、宝塚市下水道事業会計及び宝塚市病院事業会計に対し基準内繰出しを行っています。 基準内繰出しの対象経費、繰出額について確認したところ、宝塚市病院事業会計に対する基準内繰出しのうち、小児医療に要する経費、救急医療の確保に要する経費及び保健衛生行政事務に要する経費について、病院事業会計が示す実績額ではなく予算額での繰出しとしており、実績額との間に1億2,413万円の差異が生じていました。その理由について、「救急医療の確保に要する経費については、救急医療の対象とする内容について双方の見解に相違があることで差異が生じている。市としては、以前から協定書を締結する方向で検討しているが、協議は進んでいない。その他の経費も含めて、今後、協議を進めて行きたいと考えている。」旨の説明を受けました。 これらの経費については基準内繰出しであり、基準内という以上は繰出額の算出基準を明確にする必要があると考えますので、早期に双方で協議を行い、適切な基準内繰出しとするよう努めてください。	経営統括部と協議を行い、基準内繰出の内容の明文化を検討しています。
5	28	決算審査	意見	街路灯管理事業について	都市安全部	道路管理課	本市では、主に平成25年度及び平成27年度に10年間のリース契約を締結し、街路灯のLED化を実施していますが、同時期に同方法によりLED化を実施した他の地方公共団体において、電力会社の手続誤りにより容量変更等が正しく行われておらず、電気料金の過払いが長年にわたって発生していたことから、同様の事例の有無について調査を行っています。 調査対象となる令和5年3月時点の街路灯は21,420基（うち、21,256基はLED化済み。）、更新方法はリース契約（18,170基）及び市設置・開発移管（3,086基）となっています。 調査内容及び進捗状況について、「平成25年度に街路灯16,614基、平成27年度に特殊街路灯1,556基について、リース契約を締結しLED化を実施している。受注者はリース会社、製造会社、施工会社の3社から構成され、現地調査や電力会社に対する容量変更、廃止・新規契約の申請手続きを施工会社が担当している。市設置・開発移管分等も含め、現時点で約97%の街路灯20,848基の突合作業を行い、過払いの疑いがあるものが776基、過少払いの疑いがあるものが290基となっており、返還を求める金額は約790万円と試算している。」旨の説明を受けました。また、今後の方針については、「電力会社に容量の変更漏れ、廃止漏れについて協議を申し入れることとしている。その後、容量の変更漏れ、廃止漏れの合意が得られた箇所について、過払い分の精算を進めていきたいと考えている。」旨の説明を受けました。 平成25年度の契約締結から10年近く経過し、返還を求める過払い分について、10年の消滅時効の期日が間近に迫っているものもあることから、これらについて一部先行して電力会社との協議を開始するなど、過払い分について確実に返還を受けることができるよう取り組んでください。 また、次期更新時の方法について、「リース契約終了後、街路灯は無償譲渡されて市の施設となるが、耐用年数は15年とされており、無償譲渡後すぐに使用できなくなることは想定していない。無償譲渡後の修繕費は市の負担となるが、リース期間中にリース会社が負担している修繕費の実績から判断しても、現在の市の予算の範囲内で対応可能と考えている。耐用年数を経過した街路灯が一斉に故障するかどうかは、メーカーもデータが乏しく判断が難しい状況であり、街路灯を一斉に更新するのか、故障の都度に更新するのか、更新の際にリース契約にするのかについては、今後の街路灯の状況を確認した上で検討していく。」旨の説明を受けました。 街路灯の更新に当たっては、対象基数も多く、更新の時期や方法にも複数の選択肢があることから、最も適切な方法について、事業の効率性、経済性など各方面から十分に検討を重ねるとともに、市民生活に支障を来すことがないよう、市の方針を早期に決定するよう努めてください。	令和5年9月に電力会社へ容量の変更漏れ、廃止漏れについて協議の申し入れを行いました。容量が一致しない契約のうち「電力会社が容量大」「市システムが容量大」について資料を提供し、容量変更申請の流れがわかる資料（サンプル）や街路灯器具の品番がわかっているものについて資料を提供している状況です。 しかし、電力会社において、容量変更申請の資料の保存年限を過ぎており、市においても同様に資料が残っていないものもあり、引き続き調査を行っています。

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
5	29	決算審査	意見	消耗品費の予算執行等について	管理部	教育企画課	教育総務事業に係る令和4年度消耗品費の予算執行状況について、当初予算額が32万円だったところ、当初予算額の約2倍となる62万円もの予算額が印刷製本費及び役務費から予算流用されており、予算現額のほぼ全額を支出しています。また、予算流用の状況について確認したところ、令和5年1月から令和5年3月まで8回にわたって流用されたものであり、購入品の中には応接室用椅子（計40万円）、職員パソコン用モニター（計18万円）など、年度末近くに予算流用をしてまで令和4年度中に購入しておく必要があったのか疑問が残る事例がありました。予算執行に当たっては、市民が納めた税金が原資になっていることを今一度認識して適切な予算執行に努めてください。 また、小学校運営事業及び中学校運営事業の各消耗品費において、児童・生徒用学習机・椅子の単価契約を令和4年4月1日付け締結していますが、令和5年2月以降の支出負担行為が1,056万円で当該単価契約に係る年間支出額1,084万円の97%を占めており、これらは年度末に納品されています。令和5年度に使用するものを令和4年度予算として購入することは、会計年度及びその独立の原則に鑑みると適正な執行とは言えず、事務の在り方について一定整理が必要であると考えます。 適正な予算執行の在り方について今一度整理をした上で、各教育機関を総括していくよう努めてください。	予算の流用については、流用額が当初予算額を超える等疑問が残らないよう、適正な予算執行に努めます。 学習机・椅子の購入時期が年度末に集中している件について、机・椅子の発注は、概ね ① 12月頃に、児童・生徒数の見込みを元に、単価契約先事業者に仮発注を行う。 ② 児童・生徒数がおおよそ2月頃に確定する。 ③ ②を踏まえ、単価契約先事業者に必要数を発注する。 ④ ③に基づき、年度内に納品を完了させる。 ⑤ ④を元に、教室内に設置し、4月の始業を迎える。 というスケジュールで運用を行っており、この部分の変更は困難です。 上記の運用を元に、予算措置等について検討すると、例えば、N+1年度以降で必要になるであろう机・椅子の発注に当たり、N年度予算においてN+1年度予算分の債務負担行為を設定する、などの方法により、N+1年度予算での対応を図るとなると、上記④（N年度内で納品が完了しており、N年度での予算執行が必要となる。）との整合を図ることが困難です。 以上のとおりであるため、監査委員意見書における指摘の趣旨は重々理解していますが、実務上の対応は困難です。
5	30	決算審査	意見	宝塚市GIGAスクール推進計画について	学校教育部	教育研究課	「宝塚市GIGAスクール推進計画」（以下「推進計画」という。）中「第6章 推進に向けた具体的取り組み」における各取組に係る令和4年度までの実施状況及び目標の達成状況について確認したところ、授業におけるデジタルドリルの利用（令和3年度目標：1時間／日）、学校行事のオンライン配信（令和3年度目標：モデル校で3回）、推進体制の構築（令和3年度目標：宝塚市教育情報化推進本部、GIGAスクール活用部会の定例会議9回）など、令和4年度においても令和3年度目標を達成できておらず、令和5年度での目標達成も困難ではないかと考えられる取組が散見されました。 先行きが不透明なコロナ禍の中で策定された計画であったことは一定理解しますが、推進計画において「教育の情報化は情報技術の著しい進展とともに国の各種政策に密接に関連し、また、財政的な側面を考慮する必要があることから、実施期間中であっても必要に応じて見直しを図るなど、柔軟で実効性のある計画としていきます。」と見直しについて言及していることから、各取組内容について早期に見直しを実施しておくべきであったと考えます。 GIGAスクール構想は、経費全体で令和4年度3億5,624万円（うち、一般財源2億2,179万円）となっており、今後也多額の経費が見込まれている一大事業です。新たな計画を策定する場合にあっては、実状を踏まえた実現可能な計画となるよう、また、計画策定後に状況が大きく変わった場合は適宜見直しを行うとともに各学校間で取組に格差が生じないように努めてください。	「宝塚市GIGAスクール推進計画」について、令和5年度でいったん終了することから、次期計画策定を進めていきます。また、計画策定後に状況が大きく変わった場合は適宜見直しを行うとともに各学校間で取組に格差が生じないように取り組みます。
5	31	決算審査	意見	宝塚市国民健康保険事業財政調整基金について	市民交流部	国民健康保険課	令和5年5月末の宝塚市国民健康保険事業財政調整基金（以下「国保財政調整基金」という。）については、宝塚市国民健康保険運営協議会の答申のとおり、現行の保険税率等を据え置くことで発生する歳入不足額に充当することでこれを活用していますが、兵庫県では、県下全市町における標準保険料率を令和9年度から統一する目標を掲げており、標準保険料率統一後の国保財政調整基金の取扱いが不透明となっています。国保財政調整基金の今後の方向性について所管課に確認したところ、「保険料水準の統一に向けては、本市においても標準保険料率に則した保険税率等の在り方を中長期的な視点で検討していかなければならない状況であり、国保財政調整基金の活用方法について、令和5年度から宝塚市国民健康保険運営協議会で議論を開始する予定である。」旨の説明を受けました。 令和9年度に予定されている兵庫県下の保険料水準の統一をされるまでの間、多くの被保険者が国保財政調整基金の活用による保険税負担の抑制又は引き下げが受けられるよう、所得割税率、平等割額及び均等割額のそれぞれに配慮がなされるよう、国保財政調整基金の活用について慎重に議論されることを望みます。	標準保険料率統一後の国保財政調整基金の取扱いにつきましては、県において調整中のため未だ不透明な状況となっています。 国保財政調整基金の活用方法につきましては、標準保険料率統一に向けて適切な活用ができるよう、引き続き宝塚市国民健康保険運営協議会において慎重に議論して参ります。

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
5	32	決算審査	意見	兵庫県市町村職員退職手当組合に対する負担金・給付金に係る一般会計及び各公営企業会計間の調整について	企画経営部	財政課	本市は、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入していますが、公営企業会計において退職給付引当金の計上が義務化されたことにより、一般会計及び各公営企業会計間で退職手当組合に対する負担金支払累計額と退職手当給付累計額との差額に大きな不均衡が生じていることが明らかになりました。平成30年6月5日付け「退職手当組合負担金における各会計間の調整に関する協定書」（以下「平成30年度協定書」という。）が宝塚市長、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の3者（以下「3者」という。）で締結、その後に2度の変更協定書が締結され、病院事業会計に対する債務を解消しています。加えて、平成30年度協定書締結の際には、一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計間で、平成27年度分以前の退職者の各会計における在籍年数を勘案した人事異動に伴う調整も行われました。また、平成28年度分については、病院事業会計に対して、水道事業会計及び下水道事業会計が支出すべき金額を含めた調整金を平成28年度に一般会計が支出しました。そして、平成30年度に、水道事業会計及び下水道事業会計は、平成27年度分以前の退職者の各会計における在籍年数を勘案した人事異動に伴う調整後の割合の金額で調整金を一般会計に対して支出していますが、この際に、平成28年度分の退職給付引当金に係る人事異動に伴う会計間の調整は行われていませんでした。 その後の調整について各事業間で協議を進めた結果、令和4年度決算においては令和4年10月13日付け「退職手当組合特別負担金の負担の適正化に関する協定書」（以下「特別負担金協定書」という。）に基づく（ア）特別負担金に係る調整及び令和5年5月31日付け「退職給付引当金の適正化に関する協定書」（以下「引当金協定書」という。）に基づく（イ）退職給付引当金に係る調整等が行われています。その結果、令和4年度分までの退職手当組合に対する負担金・給付金に係る3者の調整は全て完了しました。また、令和5年度分以降についても、特別負担金協定書及び引当金協定書に基づき毎年度調整を行うこととなっています。 しかしながら、特別負担金協定書及び引当金協定書の第3条第3項に「年度毎の調整額及び調整方法については本協定の当事者間で協議の上、決定することとする。」とありますが、具体的な調整額及び調整方法についての3者の合意内容は文書で確認しておく必要があると考えます。なお、平成28年度分の調整については協定書ありませんでした。また、出納整理期間中である令和5年5月31日に締結された引当金協定書を根拠とし、地方公会計上の整理を令和4年度とすることには疑問が残ります。 令和4年度分までの退職手当組合に対する負担金・給付金に係る調整が全て完了したこと、3者が行う今後の処理について方針を決定したことは評価する一方で、調整額及び調整方法について、将来に疑問を残さないよう過去の経緯等を含めて文書化した上で、令和5年度分以降の調整を実施してください。	退職手当組合に対する負担金・給付金に係る調整については、専門的知見も伺いながら長期に渡る調整を経て検討した結果、整理が完了したものであります。ご指摘のとおり令和4年度分までの退職手当組合に対する負担金・給付金に係る調整が全て完了し、今後の処理についての方針を決定したことなど、過去の経緯等を残しておくことは重要であると考えており、現在、公営企業や総務部などと協議し、ご指摘の内容を整理する方向で調整を進めているところです。